

令和4年度第2回南魚沼市上下水道審議委員会

令和4年7月13日（水）13：30～16：00

南魚沼市役所 本庁舎 2階 小会議室

出席委員 6名

小野塚昭治、上村博嗣、山口隆志、阿部美知子、駒形純、桑原廣美

欠席委員 4名

参与 1名

米山信男税理士

上下水道部 7名

（林市長）、内藤上下水道部長、上村水道課長、河邊水道業務係長、斎藤施設主幹、秋山工事主幹、鈴木主任

議 事 録

【開会】事務局

1. あいさつ（市長）

~~（その後、公務の都合により退席）~~その後、議事審議のため退席（R4.9.16訂正）

2. 議 事

会 長：議事（1）水道事業水道料金改定の審議（第3回）について事務局から説明願います。

水 道 課 長：資料1「南魚沼市水道事業水道料金改定の審議」により審議を進めます。

1Pもくじをご覧ください。今日審議をお願いする項目になります。

前回の説明について補足から始めさせていただき、料金設定で検討すべき項目4点について審議をお願いしたいと思います。それから、今後の審議委員会のスケジュールを確認していただき、会議室での審議は終了となります。少し休憩をとっていただいた後、ここ畔地浄水場の施設を見ていただきたいと思います。みなさんの水道料金で維持されている、施設規模の大きい畔地浄水場の視察をしていただき審議委員会は終了になります。

資料1 2P 1. 前回の説明について補足、前回の審議委員会における説明の補足と追加の資料を提示します。

(1)前回の審議で提示しました基準料金ですが、令和3年度事業が決算に

なりましたので、収支計画の修正と最新の給水件数及び水道料金の対象となるリゾートマンションにおける各入居者の給水件数を反映させて改定後の水道料金の基礎となる「基準料金」を確定します。

資料2 収益的収支計算書：R3決算確定をご覧ください。令和3年度決算にもとづき、令和5年から9年の収支計算書を修正しました。5年間に水道料金で賄うべき原価である「総括原価」については、180万円余の減額になりましたが69億8千万円は、変わりがありませんでした。従って、収益的収支計算書が適正に計画されていることが確認できましたので、「総括原価」は、69億8千万円で確定させ料金改定の提案を進めます。

次に、資料3 基本料金と従量料金の調整：令和3年度決算確定(税込)をご覧ください。「基準料金」ですが、令和3年度実績から最新の給水件数とリゾートマンションの給水件数を部屋ごとに設置されているメーター口径で反映させました。これにより、料金の対象となる件数が追加されたことから前回提示した「基準金額」よりも安価に調整することができましたので、「基準金額」を確定基準額として改めて提示します。

資料3 基本料金と従量料金の調整(令和3年度決算確定：税込)に現行料金、手順を踏んだ算定要領料金表を示し、右側の黄色の表が確定基準額になります。13・20mmは現行料金より値上げにならないように調整を行い値上げになる25mm以上は、口径ごとの値上げ率を同じレベルになるよう調整をしています。この基準料金が、値上げの緩和措置が無い場合は改定後の水道料金になるということです。そして、この基準料金を県内20市に近隣の湯沢町と津南町を加えた比較表で南魚沼市の水道料金水準を確認していただきます。

資料4 県内22市町水道料金比較表です。黄色に塗った南魚沼市の位置を見てください。すべての口径、水量で料金が高額の右側に位置しています。隣の十日町市も右側、津南町・魚沼市・湯沢町は安価な左側です。

40mm以上は、上越市と妙高市が南魚沼市より高額になっていることから、このサイズの料金が他市に比べ、突出して高額な料金ではないことがわかります。

資料3、資料4だけでは、現行料金との比較がしづらいので、もう少し基準料金の比較をしていきたいと思います。資料1の3P (2)水道メーター口径別の料金と給水件数の比較をご覧ください。この表は、令和3年度、最新のメーター口径別の対象給水件数と全体に対するそれぞれの割合と各口径の最新月平均使用量を用いて水道料金の比較を行っています。

まず、メーター口径で13mmと20mmが全体の96%を占めています。1年間で最も変動の大きい口径ではありますが、ほとんどの方が、この口径を利用していることがわかります。次に口径ごとに令和3年度の平均使用量になります。13mmが月平均16m³、20mmが18m³、以下25mmが42m³で

150mmの5, 862m³まで表示しています。この月平均使用量で現行料金と改定基準料金で比較を行います。口径13mm1か月86円値下げ、20mm1か月39円値下げ、25mmから値上げに変わり1か月3,242円値上げ、30mmが1か月6,264円、以降150mmの180,136円まで、そして12倍した値を年間差額として表します。13mm年間1,032円、20mm年間468円の値下げ、25mm38,904円値上げ、以降150mmで2,161,632円の値上げ、それぞれ平均使用量の改定率を次の列、そして13mm、20mmと25mm以上を区別して平均改定率を表示します。25mmを超えると平均の改定率が29.3%になり、特に40mmを超えるサイズは、年間の値上げが10万円を超える金額になることがわかります。ここまで、調整後の一般用改定基準料金（確定）について説明しました。

引き続き、現行料金で設定している4項目について、改定のあり方を判断するため、審議委員会の意見を伺うものです。なお、それぞれ幾つかの改定判断がありますが、事務局の改定案について考え方と料金試算を示します。なお、審議委員会の意見を答申書に反映させるため、項目の説明の後に、委員会としての意見を取りまとめていただきます。今日、取りまとめが難しいものについては、次回の審議委員会で再度審議を行い、取りまとめをお願いします。

資料1 4P (1)現行用途料金（公衆浴場）です。現行料金では一般用と区別して「公衆浴場用」の料金を設定しておりますが、改定について、意見を伺います。

「公衆浴場用」料金設定の背景ですが、公衆衛生の向上に寄与することを目的に旧六日町の料金を引き継いでいます。定義としては温湯または温泉を利用して公衆を入浴させる施設になります。現在この公衆浴場用料金が適用されている施設は3件です。

改定の判断ですが、

1. 現行料金を据置き、公衆浴場用を継続する。
 2. 値上がりになる一般用25mm以上の平均改定率を参考に、値上げして料金を見直し公衆浴場用を継続する
 3. 公衆浴場用の区分を廃止して一般用料金を適用する。
- 以上の3通りが考えられます。

資料1 5Pをご覧ください。

事務局の改定案になります。

まず、公衆浴場用料金改定案の考え方ですが、

- ①公衆浴場用料金は、継続する。

②公衆浴場用料金は、超過料金が1,000m³で区分され、料金が下がる通減料金となっていたが、令和3年度の実績からこの区分は削除します。

③一般用25mm以上の平均改定率を参考に、値上げを行います。

資料には、公衆浴場の現行料金、改定率30%と15%で料金の改定案、そして、月平均使用量と最大量でそれぞれ試算を行いました。月、年単位で負担が増える金額を見ていただきたいと思います。

例えば、30%の改定率を採用すると平均使用量で年62,064円負担が増えます。15%なら31,032円、最大使用量が1年間継続すると44,832円になります。どちらも一般用の大口径に比べると増額が抑えられている印象です。なお、3件のメーター口径の内訳は25mmが2件と40mmが1件です。

それでは、公衆浴場用料金について、それぞれの意見をお伺いして、委員会として改定の方向性に対する意見の取りまとめをお願いします。

会 長：公衆浴場の料金改定について、意見や質問はありませんか。

A 委 員：公衆浴場料金を継続する考え方ですが、改定一般用料金で算出した場合、どの程度水道料金に差が出るのか。

水 道 課 長：確認して報告します。

上下水道部長：公衆浴場は一般に比べて1/3程度の料金に抑えていますので、3倍強上がるイメージです。事務局は、一般用と一緒に料金にするには、改定率が大きく、難しいと考えています。

水 道 課 長：先ほどの質問ですが、公衆浴場用の現行料金と改定一般用水道料金を比較すると、平均使用量318m³で25mmの場合、月額63,082円、年額756,984円の値上げになります。40mmの場合、月額69,352円、年額832,224円の負担が増えます。

A 委 員：緩和措置として、一般会計からの繰入により、水道料金の改定率がどの程度になるのか決定するかと思いますが、繰入金額はどの程度になる見込みですか。

上下水道部長：先ほど示した資料13Pの表で、口径13、20mmは1.6%の値下げになります。25mm以上の事業所については、29.3%の値上げになります。この29.3%をいかに軽減出来るかということですが、現在の3割程の値上げが、繰入金によって、2割又は1割の値上げに緩和されますが、詳しい繰入金の額は次回提示をさせていただきます。なお、13、20mmについては、

これ以上安くすることは考えていません。

米山税理士：公衆浴場は、運営費に対する補助金が市から出ているかと思います。補助金が増えれば、水道料金を上げて影響が少ないと思いますが、事務局はどのように考えていますか。

水道課長：当市の公衆浴場は3件あり、そのうち補助金をもらっている公衆浴場は1件です。また、補助金の算出根拠まで確認がとれていません。他の2件については、補助金をもらっていない公衆浴場になります。現行が一般料金よりも相当安い料金設定をしているため、公衆浴場の用途を廃止にすることは難しいのではないかと、公衆浴場の用途料金を継続するように考えています。

米山税理士：補助金は、水道料金というよりも、全体の運営費に対する額を算定した補助金だと思います。

会長：質問は、料金改定で、公衆浴場は補助金を貰っているところと、補助金を貰っていないところ、どのような考え方なのかということだと思います。

上下水道部長：確かに運営費として補助金が出ていれば、水道料金改定で値上げになっても影響は少ないと思います。考えているのは、補助金の有無に関わらず、公衆浴場として許可を得ていれば、公衆浴場として認めていこうと思っています。あくまでも、料金改定の一方的な見方になってしまいますが、事業者の運営費のことまでは考慮せず、水道料金はどうするのかだと思います。

米山税理士：公衆衛生ですから、一種の社会保障の対象ですので、事務局はどのように考えていますか。料金改正の話ですので、もし、何らかの援助（補助金）があれば、私から考えれば例外はいらなと思います。例外が無いほうが、シンプルな料金体系になるのではないのでしょうか。そのあたりはどのように考えていますか。

上下水道部長：米山税理士の言われるとおり、水道料金はシンプルに例外を設けず、あくまでもメーターの水量によって水道料金をいただくことが、一番すっきりしていると思いますので、検討していきたいと思います。

会長：事務局は、現在の公衆浴場の利用者数、利用料金、利用者の増減を把握していますか。また、料金改定することにより、公衆浴場の存続にかかわるようなことがありますか。また、公衆浴場料金を設定している県内の市町村はありますか。

上下水道部長：公衆浴場の利用者数、利用料金等については、各事業所の経営状況であり把握はしていません。ただし、水道量及び水道料金についてはこちらで把握をしています。ここ数年の実績で最も良い時期を見ると、A浴場の使用水量は月約450m³でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響で水量は減少しています。B浴場の使用水量は月約600m³、こちらも水量は減少しています。C浴場は、月約300m³で横ばいです。また、利用者数を調べる予定はありません。

公衆浴場料金の設定をしている県内の市町村ですが、11市です。残りの市町村では、公衆浴場が無いのか、一般料金かわかりません。公衆浴場があるところでは、公衆浴場料金を設定している傾向があります。

B 委員：委員の皆様は、企業の方ではなく個人の方でしょう。料金改定をすると、口径が大きい事業主さんは、料金を上がり困ると思いますので、なるべく料金を上げないようした方が良いのではないのでしょうか。

上下水道部長：委員の皆さんの中には、事業をしている方もいらっしゃいます。

水道課長：口径が大きいのは事業所が多いです。事業所経営は水道料金の値上げにより経費が増えますが、家庭に帰ると皆さんが値下げとなります。値下げの幅は小さいですが、できるだけ多くの皆さんを値下げしたいと考えています。

B 委員：一般家庭は下がるので良いことですが、事業所さんもあまり上げないようにした方がよいと思います。

上下水道部長：確かに、事業主さんからすると、水道料金の値上げをしない方がよいと思いますが、どうしても一般家庭の水道料金を下げると、大口の事業者さんは値上がりすることは事実です。先ほど、A委員さんからお話もありましたが、一般会計から繰入れてもらい、料金の値上げの幅を緩やかにしたいと考えています。また、事業所で水道料金の値上げが大きい方については、チラシの配布や、直接訪問し説明をしていきたいと思っています。

C 委員：今朝のニュースで糸魚川市が、水道料金の基本料金を3か月間免除、給食費の一部を軽減すると聞きました。この水道料金の基本料金免除をするにあたって、財政に余裕があつて減免などを行っているのでしょうか。

上下水道部長：糸魚川市が、物価高騰などにより、国の臨時交付金を活用し、水道の基本料金を3か月間免除する話は聞いています。当市の6月議会で、「物価が高騰して

いるため、水道料金を軽減できないのか」と一般質問がありました。市長は、「水道の基本料金を軽減する方法もあるが、現在は支援を考えていない。」と答弁しました。これは、水道の基本料金を一部値下げしても、それだけで次へ繋がりません。当市では、経済活動が活発化するような観光や事業など、次へ繋がる支援を考えています。

会 長：ほかに質問などありませんか。

委 員：「なし」

会 長：公衆浴場料金の改定に対する方向性については、2.5mm以上の平均改定率を参考に見直し継続する。また、一般会計からの繰入金により、極力改定率を押しさえ、影響の少ない改定を進めるということで、よろしいでしょうか。

委 員：「異議なし」

会 長：次に、(2)現行用途料金（温泉旅館）について説明願います。

水 道 課 長：資料1 6Pをご覧ください。

(2) 現行用途料金（温泉旅館）です。現行料金では一般用と区別して「温泉旅館用」の料金を設定しておりますが、改定について、意見を伺います。

「温泉旅館用」料金設定の背景ですが、温泉資源を有効に利用して四季観光を振興することを目的に旧六日町の料金を引き継いでいます。定義としては温泉を利用した旅館及びホテルになります。現在この温泉旅館用料金が適用されている施設は12件で1件は休止中になります。

改定の判断ですが、

1. 現行料金で据置き、温泉旅館用を継続する。
2. 料金を一般用2.5mm以上の平均改定率を参考に見直して、温泉旅館用を継続する。
3. 温泉旅館用の区分を廃止して、一般用料金を適用する。

以上の3通りが考えられます。

資料1 7Pに移ります。

事務局の改定案になります。

現行用途料金温泉旅館用改定の考え方になります。

- ①温泉旅館用料金は、継続する。
- ②温泉旅館用料金は、超過料金を一律料金にすると1,000m³以上の区分で改定率が大きくなるので、区分は残します。
- ③一般用2.5mm以上の平均改定率を参考に、値上げを行います。

資料には、温泉旅館の現行料金と改定率30%と15%で料金の改定案、

月平均使用量と最大量の2種類を改定率で試算しました。月、年単位で負担が増える金額を見ていただきたいと思います。

例えば、30%の改定率を採用すると平均使用量で年353,532円の負担が増えます。15%なら175,068円、最大使用時が1年間継続すると740,388円になります。試算では、一般用の大口径と同じように大幅に負担が増えるような印象です。但し、現在のように旅行や観光が控えられている状況にあっては、考慮する必要があると考えています。

なお、11件のメーター口径は、20mmが1件、25mmが2件、40mmが3件、50mmが3件、75mmが2件です。

温泉旅館用料金について、それぞれの意見をお伺いして、委員会として改定に対する方向性について、意見の取りまとめをお願いします。

会 長：温泉旅館の料金改定について、意見や質問はありませんか。

米山税理士：事務局から見て、温泉旅館の水道料金の582m³で改定率30%月当たり約3万円値上げ、改定率15%月当たり約1万5千円の値上げは、高いと思いますか、安いと思いますか。

逆に言うと、改定率15%の場合月1万5千円の水道料金が上がる、利用者（宿泊者）が何人いるかは分かりませんが、仮に月15,000人の宿泊者が来てくれれば、1人当たりの負担はいくらになるかという計算をします。私は税理士なので、そういう発想をしてしまいます。そう考えると、ものすごく水道料金が上がっているように見えますが、実はそうでもないと感じ取れる部分があると思います。事務局は、温泉旅館料金をどのように考えていますか。

上下水道部長：難しいところです。基本的な考え方として、一般用料金に比べて、公衆浴場は3割程度、温泉旅館は5～6割程度ですので、水道料金は安いです。また、全体的な金額からみると、5万円、何十万円の値上げになると思います。今回の改定においては、大口使用者は水道料金を上げざるを得ないため、約3割の値上げを見込んでいます。温泉旅館も大口使用者であることに変わりはないので、金額ではなく、割合（率）で値上げを検討していきたいと考えています。

改定率30%が出ています。一般大口使用者をどれだけ下げられるかの詳細は、まだ出ていませんが、案として15%も提示しました。一般用の25mm以上の使用者と同等程度の値上げ率の負担をお願いしたいと思います。

米山税理士：最後は、政治判断になるのではないかと思います。私は、水道料金はシンプルに考えた方が良くはないかと思います。全体的の口径で値上げをするならば、一度に無くすことは難しくても、段階的に5年間くらいで公衆浴場料金を廃止して一般料金と一緒にすれば、最も実務的な気がします。

上下水道部長：貴重なご意見ありがとうございます。

A 委 員：温泉旅館につきましても、公衆浴場用の考え方と同様に、改正案の考え方で

良いと思います。

D 委員：この審議委員会で決定された改定案が、議会を経て水道料金として決定するわけですが、温泉旅館の利用者がすぐに納得するのでしょうか。最後は税理士米山先生の言うとおりの政治判断となるのか、そのあたりは非常に疑問に思うところです。事務局はどう考えていますか。

上下水道部長：資料を提示すると独り歩きすることを、心配をしています。今回審議をする時に資料を提示しないと、審議委員会の皆様からご意見をいただけないと思っています。2.5mm以上の改定をする方向ですが、率がどの程度かは、あくまでも案という形で参考にしていただければと思います。また、大口利用者の水道料金の値上げがあるので、温泉旅館の皆様も以前と同じ水道料金では無く、いくらかご負担していただきたい。大元の考え方として、2.5mm以上の大口利用者は、今まで水道料金の負担が軽減されていたので、水道使用量に見合った料金をご負担していただきたい。今後、皆様にはご理解いただけるように説明していきます。

会長：温泉旅館の場合、浴槽の温度を下げるために使用する水や洗い場で使用する水は、皆さん井戸を使用されているのではないかと思います。実際に水道を使用するのは、飲用だと思いますが、事務局は把握されていますか。

上下水道部長：温泉旅館は、温泉は源泉から別に使用していると思います。また、水道の使い方として、洗い場、飲用と考えていますが、実際どのように使用されているかは把握しておりません。これも、事業活動の費用の1つで、費用が値上がりしますが、口径が大きい利用者として公平な負担をお願いしたいと思います。

会長：ほかに質問などありませんか。

委員：「なし」

会長：温泉旅館料金については、改定案のとおり2.5mm以上の平均改定率を参考に見直しを行い継続し、水道料金体系は例外をつくらないように努めること。また、一般会計からの繰入金を入れてもらい、緩和措置を進めるという方向でよろしいでしょうか。

委員：「異議なし」

会長：次に、(3)現行用途料金（旧簡易水道一般）について説明願います。

水道課長：資料1-8P (3)現行用途料金（旧簡易水道一般）です。現行料金では一般用と区別して「旧簡易水道一般用」の料金を設定しておりますが、料金改定について、意見を伺います。

「旧簡易水道一般用」料金設定の背景ですが、旧大和町及び旧塩沢町で簡易水道として区分され、上水道の料金と異なる料金を適用していたものを引

き継いでいます。後山、辻又、栃窪、岩之下、清水の5地区で、以前は簡易水道として事業を行っていた皆さんを対象にした料金になります。旧簡易水道区域については、畔地浄水場の水を送水しておらず、それぞれ湧水などの水源を利用していることから維持管理費等も比較的安価で運営できる施設のため、一般用よりも安価の料金設定に繋がったものと考えられます。

この料金が適用されているのは170件になります。

改定の判断ですが、

1. 現行料金で据置き旧簡易水道一般用を継続する。
2. 旧簡易水道一般用の区分を廃止して一般用料金を適用する。

以上の2通りが考えられます。

資料1 9Pをご覧ください。

事務局からの改定案になります。

現行用途料金公衆浴場用の改定案の考え方になります。

①旧簡易水道一般料金を廃止して、一般用料金を適用する。

資料には、旧簡易水道一般用の現行料金と一般用の基準料金を表示しています。そして、提案している基準料金で改定すると、どのようになるか比較をおこないました。月、年単位で負担が増える金額を見ていただきたいと思います。

旧簡易水道料金が適用されていた皆さんは、13mmと20mmも値上げになります。年間2,000円程度ですので許容範囲ではないかと考えます。しかし、25mmの5件、50mmの1件については、資料1 3Pの一般用に比べ負担が大きくなっています。但し、25mmの5件のうち3件が公共施設、1件が行政区施設、1件が個人になります。50mmについては公共施設1件になります。料金改定を見据えてメーター口径の見直しも使用者負担の工事になりますが認めていくことを計画していますので、そちらも検討の上で使用者から判断をしていただければ、大幅な負担増にはならないものと考えております。

それでは、意見をお伺いして、委員会として改定の方向性について取りまとめをお願いします。

会 長：旧簡易水道の料金改定について、意見や質問はありませんか。

会 長：旧簡易水道は市の水道に加入してどのくらいの期間が経過しているのでしょうか。また、水道に加入する際の特別な条件などは残っているのでしょうか。

上下水道部長：上水道と簡易水道の違いは、給水人口の違いです。5千人を超えると上水道、5千人以下は簡易水道になります。昔から簡易水道は区別してきましたが、現在簡易水道はありません。加入という意味になるかどうか分かりませんが、平成20年度に簡易水道は上水道事業になりました。本来はその時点で、水道料金を一本化するべきでしたが、していないのが実状です。上水道

になる際に、特別な契約はありませんが、水道料金が高かったため、水道料金の値上げを選べなかったと思います。

会 長：当時から料金が高いと言うことで、以前は無料で専用水道を飲用している地区などは、水道に加入してもらうために何か契約があったのでしょうか。

上下水道部長：旧塩沢地域には、昔から簡易水道があり、水道料金をもらっていない時代でした。当時、上水道の需要が見込まれることから旧3町で旧広域水道企業団が設立され、三国川ダムの水に変える時に、簡易水道の地域については上水道への加入をお願いしました。その際に、配水管を新しく入替をするため、水道料金については上水道と一緒に料金のお願いをしました。ですがこの5地区（後山、辻又、栃窪、岩之下、清水）については、旧広域水道の区域ではなく、独自の水源となっていましたので、別の扱いとなっていました。このため、平地の簡易水道の扱いとは少し違いますので、ご理解していただきたいです。

会 長：ほかに質問などありませんか。

委 員：「なし」

会 長：旧簡易水道については、事務局案のとおり、用途区分を廃止して一般用料金を適用していく方向でよろしいでしょうか。

委 員：「異議なし」

会 長：次に、(4)現行用途料金（臨時）について説明願います。

水 道 課 長：資料1 10P (4)現行用途料金（臨時）です。現行料金では一般用と区別して「臨時」の料金を設定しておりますが、料金改定について、意見を伺いたいと思います。

「臨時」料金設定の背景ですが、工事現場など一時的に給水が必要になる施設に対して適用しています。

この料金が適用されたのは令和3年度実績、月平均36件で年間給水収益税込み195万円でした。

改定の判断ですが、

1. 一時的な使用を前提としておりますので、据え置きで継続する。

このように考えております。公衆浴場用の改定案の考え方になります。

意見をお伺いして、委員会として改定の方向性について取りまとめをお願いします。

会 長：臨時料金の料金改定について、意見や質問はありませんか。

A 委 員：現在の臨時料金3,850円の根拠を教えてください。

上下水道部長：現在の臨時料金について調べてみましたが、明確な根拠は見当たりませんで

した。推測ですが、超過料金246円の約1.5倍が臨時料金385円となっていますので、根拠になると思われます。現在も高い料金をいただいていますので、現状のままでいきたいと思います。

水道課長：この臨時料金については、一般料金と違う点があります。水道に加入する際の加入負担金がありますが、例えば13mmの場合税込44,000円、20mmの場合税込88,000円となります。臨時は、この加入負担金をいただいていませんので、一般料金よりも割高な料金設定となっています。

D 委員：今後は、臨時料金は水道料金の1.5倍と明記しておいた方がよいのではないですか。

上下水道部長：はい、ありがとうございます。

会長：ほかに質問などありませんか。

委員：「なし」

会長：臨時料金については、事務局の改定案のとおり、現行の用途料金を据え置き継続していくという提案でよろしいでしょうか。

委員：「異議なし」

会長：次に、3. 審議委員会のスケジュールについて説明願います。

水道課長：資料1 11P 3. 審議委員会のスケジュールをご覧ください。

ここまで、3回料金改定について審議を重ねてまいりましたが、ようやく現行の用途料金の検討までご意見を伺うことができました。しかし、リゾートマンションの料金や大口径使用者への緩和措置、社会福祉施設からの料金改定に対する要望など審議が残っております。当初5回の予定で審議を開始しましたが、1回増やし6回の審議をお願いしたいと考えております。第4回以降の日程と審議内容は、資料のとおりとなります。すでに8月と9月の日程は、決めさせていただきましたのでご確認をお願いします。これにより、令和4年10月に水道料金の改定について審議委員会から南魚沼市長へ答申を行う予定になります。

会長：審議委員会のスケジュールについて、意見や質問はありませんか。

米山税理士：8月の審議会ですが、別の会議が入っています。

上下水道部長：ここは大事な審議内容ですので、スケジュール調整したいと思いますので、追って連絡させていただきます。

会長：ほかに意見や質問はありませんか。

委員：「なし」

会長：今日の審議は終了ですが、その他で事務局何かありますか。

上下水道部長：米山税理士よりお話がありました。水道料金はなるべくシンプルに、例外なくというご意見をいただきました。事務局としても常々考えているところです。良い意見をいただき、ありがとうございます。現在考えているのは、一般用の料金体系と、それ以外の特殊料金です。特殊料金と言うのは、地域に応じて色々な役割をしている地域性があります。その枠に、本市には公衆浴場があるため公衆浴場、また昔から温泉の観光地があるため温泉旅館、また、次の審議になりますがリゾートマンションを抱えています。本来なら一般用として水道料金の一本化すべきところなのですが、この3つは地域性の特殊料金として考えていますので、今後も協議させていただきたいと思いません。

米山税理士：前回、近隣市町の水道料金比較をお願いして、提示してもらいました。今の案では、一般家庭用の水道料金が下がり、その他の大口使用者が上がるということですが、依然として、改定される水道料金のすべてが近隣市町よりも高いままです。せっかく料金の改正をするのであれば、全ての水道料金がこの水道料金比較表の右側（水道料金が高い）だけでなく、どれか真ん中にくるような水道料金が安い部分が出来ないかなと思います。例えば、10^mまで基本料金がいくらになるという発想をやめて、5^mならどうか。なぜなら、老夫婦で暮らしている人は、どのくらい水道を使っているのだろう、そういう人達は負担を軽減してもいいという考えも、社会連帯の考え方からいえばあると思うのです。子育て世代の夫婦2人でアパート暮らしの人達が、若干なりとも水道料金で安い部分があれば、せっかく改正するのだから、それが魅力になるではないかと思っています。

上下水道部長：貴重なご意見ありがとうございます。

会長：ほかに意見や質問はありませんか。

委員：「なし」

上下水道事業審議委員会を閉会し、畔地浄水場の視察を実施する。

以上